

Title	欧州近代国家系形成期の多数国間条約における「勢力均衡」概念
Sub Title	The concept of "balance of power" in multilateral treaties circa 1648-1715
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.7 (1998. 7) ,p.49- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980728-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州近代国家系形成期の 多数国間条約における「勢力均衡」概念

明 石 欽 司

- 序 論
- 第一章 ウェストファリア条約と「勢力均衡」
- 第二章 一七世紀後半の諸条約におけるウェストファリア条約の影響と「勢力均衡」
 - 第一節 プレダ条約・アーヘン条約
 - 第二節 ナイメーヘン条約
 - 第三節 ライスヴァイク条約
- 第三章 ユトレヒト条約におけるウェストファリア条約の影響と「勢力均衡」
 - 第一節 ウェストファリア条約との関連性
 - 第二節 ユトレヒト条約における「勢力均衡」
 - 第三節 欧州国際社会観の転換
- 第四章 ユトレヒト条約後の諸条約における「勢力均衡」
- 結 論

序論

本稿は、欧州近代国家系の形成において最も重要な時期であったと考えられる一七世紀後半から一八世紀初めにかけて締結された「多数国間条約」の中に「勢力均衡」概念がどの様に採り入れられていったかを跡付け、近代国際法上の概念としての勢力均衡の成立過程を考察することを直接の目的としている。

「勢力均衡」は近代欧州の国家間関係を規律した最重要な概念の一つであり、この概念は外交史・国際関係論等を中心とする多くの分野において議論の対象とされてきた。ところが、その起源については諸説が存在し、この概念の定義を巡ってさえも一致は見られない。恐らく、それらの議論の中で最も幅広い合意が成立していると思われることは、この概念が「法的」概念であるというよりも、むしろ「政治的」概念であるという前提である。それは次の二点から説明される。

第一には、実践上の問題である。或る論者が述べる如く、「勢力均衡体制は政治における理論に対する実践の優越を示す顕著な具体例」であるとするならば、勢力均衡に対する理論的考察はかなり困難となるであろう。第二には、勢力均衡の「前国際法的」性格である。近代国際法を「近代主権国家間の関係を規律する法規範」であるとする基本認識に立つならば、近代国際法が恒久的に存在するためには、複数の近代国家の成立とそれらの（複数としての）存在を維持するための制度的保証が必要となる。それゆえ、斯かる制度的保証の一つであると考えられる勢力均衡体制の確立と維持は、近代国際法の成立と維持にとつての前提条件であり、その意味において「前国際法的」存在となる筈である。

これらの事情を勘案すれば、勢力均衡概念に対して国際法学の観点からの分析が殆ど行われてこなかったことは、或る程度必然的であったとさえも思われる。しかし、本当に法的概念として勢力均衡を把握することは不可

能なのであろうか。そうではあるまい。何故ならば、「前国際法的」概念としての勢力均衡概念であっても、それが国家間関係の中で法規範として認識される様になることはあり得る（但し、その時点でそれが「政治的」概念であることを止めるわけではない。）からである。仮に、政治的概念とされてきた勢力均衡を法的視点から捉え直すことができるならば、そこに国際法規範と政治的概念の関係（それは、当然に国際法の拘束力の問題に繋がる。）という国際法学に常に課せられてきた問題に対する接近方法の一つが提示されることが期待される。そして、この点こそが本稿における筆者の問題意識の中核を形成しており、本稿は斯かる問題意識に裏付けられた議論を展開するための「序章」としての性格を有するものである。

本論に入る前に、本稿における用語と対象について若干説明を加えておきたい。

まず、本稿では「勢力均衡」を、「近代主権国家間又は国家集団間において（軍事力・経済力を中心とする）国力が均衡しあっており、そのため何れの一国又は一国家集団も他に対して支配的地位を確立し得ない状態」と定義する⁽⁸⁾。そして、「勢力均衡」を実現乃至維持しようとするのが、各国家の政策決定の際の指針として政策決定者に共通に意識される場合、それを「勢力均衡原則」とする⁽⁹⁾。更に、斯かる政策決定を行うことが法的義務を伴うものと諸国家（政策決定者）間で認識されている場合には、そこに「勢力均衡規範」が存在するものとする⁽¹⁰⁾。

また、本稿の主題は欧州近代諸国家間の問題との関連においてのみ扱われるため（同時に、本稿の上述の目的をも勘案し）、欧州外の国家関係に存在したとされる勢力均衡に関わる諸実行、並びに欧州内の国家関係に関するものであっても一七世紀前半以前及び一八世紀初頭以後の実行は考察の対象外に置かれる⁽¹¹⁾。同様に、「勢力均衡」原則を巡る学説にも我々は立ち入らないこととする⁽¹²⁾。

更に、本稿でいう「多数国間条約」とは、通常の意味における三カ国以上の国家が締結する単一の条約という概念とは異なる。以下で論ずる諸々の「多数国間条約」は、実際には当該条約が終結させた戦争の主要交戦国間

で個々に二国間条約が締結され、更に、それら各条約への加入を他の交戦国に認める「開放条約」の形式が採用されることにより、事実上「多数国間条約」となっている。従って、「ウエストフアリア条約」等の名称は、事実上形成される条約関係のネットワーク総体の一般的呼称であって、単一の多数国間条約を指すものではない。¹³⁾ また、本稿が「多数国間条約」を考察対象とするのは、この様な条約中には多数の国家意思が反映されており、そこに当時の諸国家間に存在した政治及び法意識を読み取ることが可能であると考えられるからである。

それでは、以下では先ずウエストフアリア条約の検討から本論を始めることとしたい。

(1) 斯かる歴史認識に関しては、拙稿「ウエストフアリア条約の研究(五)」、『法と行政』第六卷第一号(一九九五年)一八一—三〇頁及び「同(六・完)」、『同』第六卷第二号(一九九五年)三—三二頁を参照せよ。

(2) 「勢力均衡」概念は、関連文献において多くの場合「一九世紀的概念」として論じられてきた。実際にこの概念が最も良く欧州国家系の安定に機能した時期はナポレオン戦争後の所謂 the Concert of Europe の時代であった。(例えば、勢力均衡に関する諸論考を引用される E. V. Gulick, *Europe's Classical Balance of Power: A Case History of the Theory and Practice of One of the Great Concepts of European Statecraft* (Ithaca, 1955) や J. V. Elbe, "Die Wiederherstellung der Gleichgewichtsordnung in Europe durch den Wiener Kongress, *Zeitschrift für Ausländisches Öffentliches Recht und Völkerrecht*, 4 (1934), S. 226-60 も「ナポレオン戦争以降を主題としてゐる。しかし、それ以前の時期にも勢力均衡概念が存在し、それが国家関係を規律したとする見解も多数提示されている。一八世紀を勢力均衡の時代と認識した著作としては、例えば、A. Hassall, *The Balance of Power 1715-1789* (5th ed., London, 1947) 及び E. Luard, *The Balance of Power: The System of International Relations, 1648-1815* (London, 1992) を見よ。特に Luard の認識は筆者のそれに近い。また「一四世紀以降のイタリヤ都市国家間の関係に勢力均衡を見出す」という議論も有力である。例えば、E. Nys, "La théorie de l'équilibre européen", *Revue droit international et législation comparée*, 25 (1893), pp. 34-40 を見よ。更に「古代ギリシヤの勢力均衡」といふのは、次の文献を参照せよ。H. Wheaton, *History of the Law of Nations* (New York, 1845), pp. 16-20.

- (3) 「勢力均衡」概念の歴史的・理論的整理に関しては、A. Stegitz, *De l'équilibre politique, du légitimisme et du principe des nationalités*, 2 tomes (Paris, 1893) が、やや古くはあるが、依然として最も有益な文献であると思われる。
- (4) このことは国際法学がこの問題を全く無視してきたということを必ずしも意味しない。実際に、一九世紀から二〇世紀初頭の国際法の概説書の多くは何らかのかたちで「勢力均衡」を扱って来たし、近年でも国際法学的観点からの勢力均衡原則の検討を不十分ながら試みた論考もある。(A. Vagts and D. Vagts, "The Balance of Power in International Law: A History of an Idea", *American Journal of International Law*, 73 (1979), pp. 555-80 を見よ。) 但し、それらが純粹に法学的問題として勢力均衡を論じていたのか否かについては、この検討は更に必要とされる。
- (5) M. Wight, "The Balance of Power and International Order" in A. James (ed.), *The Bases of International Order: Essays in Honour of C. A. W. Manning* (London, New York and Toronto, 1973), p. 86.
- (6) また、勢力均衡を各国の意識的選択としての政策目的と見ようとしても、むしろ外交的選択の幅の狭さに由来する或る程度必然的な結果として捉える考え方もある。G. Schwarzenberger, *The Frontiers of International Law* (London, 1962), pp. 23-4 を見よ。
- (7) 類似の認識は、例えば、L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* (1st ed., London, New York and Bombay, 1905), vol. 1, p. 185 にも明確に現われている。
- (8) この様な「勢力均衡」の定義は、次の文献にも見られる。A. Vagts and D. Vagts "The Balance of Power", *Encyclopedia of Public International Law*, vol. 7 (Amsterdam, New York and Oxford, 1984), p. 13. また、「勢力均衡」体制における国家の行動原則に関しては次の文献を参照せよ。M. A. Kaplan, *System and Process in International Politics* (New York and London, 1957), pp. 22-4; M. A. Kaplan and N. D. B. Katzenbach, *The Political Foundations of International Law* (New York and London, 1961), pp. 32-41; Wight, *op. cit.*, pp. 99-109.
- (9) Haas は、様々に使用される「勢力均衡」という文言の意味内容を、国際社会における政治的権力の分配状況の「単なる事実の記述」と外交政策決定の指針として機能する「理論的原則」の二つに分類している。E. B. Haas, "The Balance of Power: Prescription, Concept, or Propaganda", *World Politics*, 5 (1953), p. 446.
- (10) 尚、「体制」(system) 及び「原則」(principle) 等の文言に関する概念規定の指針としては、次の文献が参考に

なる。(但し、本稿における諸々の概念規定がこれに全面的に依拠しているのではない。) A. Ostander, *The States System of Europe 1640-1990* (Oxford, 1994), pp. 1-15.

(11) 一八一五年以降の「ウィーン体制」が一八世紀の「勢力均衡」体制の再生であるのか、それともそこには構造的変革が存在するのかという問題は、外交史のみならず国際法史においても重要な論点になり得るが、本稿では残念ながら扱えない。この問題については、差し当たり次の文献を参照せよ。P. W. Schroeder, "The 19th Century International System: Changes in the Structure", *World Politics*, 3 (1987), pp. 1-26.

(12) 前注(4)で触れた点も含めて、「勢力均衡」に関する諸学説の近代国際法学の観点からの検討は別稿で行う予定である。

(13) 後注(39)も見よ。

第一章 ウェストファリア条約と「勢力均衡」

「ウェストファリア条約」とは「三〇年戦争」を終結させた複数の条約の総称であり、その中核を占めるのが共に一六四八年一〇月二四日に締結された神聖ローマ皇帝・スウェーデン女王間の「オスナブリュック講和条約」(*Instrumentum Pacis Osnabrugense*: 以下「IPO」とする。)と同皇帝・フランス国王間の「ミュンスター講和条約」(*Instrumentum Pacis Monasteriense*: 以下「IPM」とする。)である。⁽¹⁴⁾

ウェストファリア条約全体を概観して明らかとなるのは、同条約中には勢力均衡に関して直接に触れた条文がないという点である。⁽¹⁵⁾しかし、この問題に関して同条約が全く沈黙しているとは思われない。何故ならば、IPO 第一七条第五項 (IPM 第一一五・一一六条が同趣旨の条文を含む。)及びその他に規定される「条約擁護義務」や他の若干の条文が「勢力均衡」に或る程度関わるからである。

IPO第一七条第五項は「宗教上の差別なく、本講和の各々全ての規定を保護及び擁護する」との義務を「本講和の全ての関係者」に課する旨の規定である。⁽¹⁶⁾ この規定の中で注目される点は、その義務の厳格性である。即ち、同項は、この講和条約の何れかの規定が「何者かにより侵害されるといふ事態が生じた場合には、被害者は侵害者を、先ず実力をもって制止させてから、友好的妥協又は法的手段に」訴えるものとしている。⁽¹⁷⁾ そして、これに続く同条第六項では、「これらの何れの方法によっても三年以内に当該紛争が終結されない場合には、本講和の各々全ての関係者は、友誼的手段によっても、また法的手段によっても事態が改善されないことが明らかとなった後に、不正を除去するために」「被害者と共に結束して武器を執る義務を負う」ものとされている。⁽¹⁸⁾ つまり、この条約擁護義務は武力行使によっても履行されるべきものとして、厳格に当事国(者)に課されているのである。⁽¹⁹⁾

また、IPO第八条第二項は、「自らの保護及び安全のため、各々の等族が相互間での及び他国との同盟条約を締結する権利は永遠に自由である」としている。⁽²⁰⁾ この条項は帝国の事務、特に帝国による宣戦・講和・同盟条約締結についての領邦の「同意権」に関する条項に続いて規定されているものである。これらの規定はウエストファリア条約により認められた領邦の「対外的権利」の中核を形成するものと言えるが、特にこの「同盟権」の自由行使が認められたことは、領邦の(帝国や他の領邦からの規制を受けないという意味での)対外的独立にとつて重要である。尚、IPMにおいてもその第六二・六三条に同様の規定が設けられている。⁽²¹⁾

さて、以上のウエストファリア条約の諸条項について、「勢力均衡」との関連で如何なる解釈が可能であろうか。果たして、同条約の内容は勢力均衡規範を構成するものと考えられるのであろうか。

一方で、条文解釈上、ウエストファリア条約中に勢力均衡規範の存在を認めることは可能であると思われる。⁽²²⁾ それは次の様な解釈による。先ず、勢力均衡の実現のためには、関係各国が状況に応じて自由に同盟関係に入る

ことが重要な手段となるのであり、ウェストフアリア条約はそれを認めている。また、勢力均衡の維持のためには均衡を破壊する恐れを持つ国家の（対内的及び対外的）政策に対して他の国家が単独又は集団で干渉し得ることが正当とされねばならないが、IPO第一七条五項及びIPM第一一五・一一六条は条約規定に違反する国家に対する「干渉権」を他当事国に認めるものと解される。そして、これらは何れも同条約において、まさに権利として承認されている。以上のことから、ウェストフアリア条約は勢力均衡規範を規定するものと解されるのである。また、この解釈の正当性は、各国家間の勢力均衡を害し、それにより諸国家の一般的安全保障及び独立に影響を及ぼすような一国家の不当な膨張を抑止するために、「干渉権」が同条約とユトレヒト条約の間の時期の外交交渉の場で常時援用されたという事実によって傍証されているのである。⁽²⁴⁾

他方で、この解釈は、ウェストフアリア条約締結時における欧州国家系の実態及びその後の国家関係と同条約の性格を考慮に入れた場合には、必ずしも妥当なものとは思われない。先ず、同条約締結時には神聖ローマ帝国内の三〇〇余の多数の領邦と少数の大国の併存状態が存在し、欧州全般にわたる勢力均衡は存在していなかった。また、同条約が前述の解釈の如く勢力均衡の構築に貢献し得たかと言えば、これも事実には反する。何故ならば、同条約以降展開されたフランスの拡大政策とそれに伴う一連の戦争においては、反仏同盟が結ばれたりするものの、勢力均衡原則自体についての意識は希薄であったことが示されていると思われるからである。それに加えて、IPO第一七条第六項に典型的に見られる同条約の性格を考慮しなければならない。それは「ウェストフアリア条約体制の維持」に向かう性格、換言すれば、その現状維持的性格である。この点は、当初から変更を前提とする条約は例外的なものであることを考えれば、当然とも言えよう。しかし、同条約の現状維持的性格は、IPM第八條第二項及びIPM第六二・六三条によって認められた、領邦による「同盟権」の自由行使の権利により一層強められている。この権利は、場合により同条約以前には予想されなかつた様な同盟関係を出現させ、それま

での「現状」が変更される可能性を認めるものとも考えられる。しかし、同条約により認められた領邦の「対外的」諸権利は領邦の自己保存（「自らの保護及び安全」）のためのものであつて、上に触れた勢力均衡が存在していない状況を維持する方向に機能するのである。つまり、領邦の「同盟権」の承認は一見「現状」を大きく改変する可能性を有するものであるが、実は現状維持に役立つのであり、その点がウエストフアリア条約の特色となつていたのである。

この様に考えれば、ウエストフアリア条約に勢力均衡規範の存在を認める解釈が現実との間では必ずしも整合性を持たないことが理解されるのであるが、さりとて、それを全く否定してしまうことも難しいため、結局次の様に評価することが適切であるように思われる。即ち、ウエストフアリア条約は、それ自体が勢力均衡規範を設定したというよりも、「干渉権」や「同盟権」の承認を通じて、勢力均衡を維持するための要素を条約として明確に含むものであつたのである。⁽²⁵⁾

それでは、以下の各章では、ウエストフアリア条約以後の条約において、ウエストフアリア条約の内容が一般的にどの様に受容され、また「勢力均衡」問題がどの様に扱われたかを中心に議論を進めることとしたい。

(14) 本稿で依拠した I P O 及び I P M の条文は、C. Parry (ed.), *Consolidated Treaty Series*, vol. 1 (Dobbs Ferry, New York, 1969) (以下、「Parry」とし、本稿で引用する他の条約については当該条約所収巻数のみを付す。) 所収のラテン語正文である。尚、以下の各条約条文の邦文引用は全て拙訳によるものである。また、その際に重要条文についてはラテン語正文を付する。

(15) Dickmann は、ウエストフアリア条約に含まれる国際法に関連する諸原則について触れる中で、それらの多くが既存の概念であるとする。その上で彼は、勢力均衡や仲裁裁判等の原則については、それらが新しい概念であり、同条約中ではせいぜい示唆されるか又は全く見出されない点を指摘してゐる。F. Dickmann, *Der Westfälische Frieden* (5. Aufl., Münster, 1972), S. 7.

- (16) 本項の及び関連規定の名宛人は形式的には「本和議の全ての関係者」とされているが、その中心に存在するのは IPO 及び I P M の前文にある通り、神聖ローマ帝国皇帝、スウェーデン女王及びフランス国王である。
- (17) IPO, Art. 17 (5) : *Pax vero conclusa nihilominus in suo robere permanent. teneanturque omnes huius transactionis consortes, universas et singulas huius pacis leges, contra quemcumque, sine religionis distinctione, tueri et protegere, et si quid eorum a quocunque violari contigerit, laesus laedentem imprimis quidem a via facti dehortetur, caussa ipsa vel amicitiae compositioni, vel iuris disceptationi submissa.*
- (18) IPO, Art. 17 (6) : *Verruntamen, si neutro horum modorum intra spacium trium annorum terminetur controversia, teneantur omnes et singuli huius transactionis consortes, iunctis cum parte laesa consiliis viribusque arma sumere, ad repellendam iniuriam a passo moniti, quod nec amicitiae nec iuris via locum invenerit.*
- (19) この厳格な条約遵守義務に関連する重要な問題が、帝国等族の「武装権」(*jus armorum*) の有無である。この権利に関する明示的規定はウェストファリア条約中に存在しないが、条約の趣旨からして等族は帝国の意思から独立して武装し得ることが前提とされているものと考えられる。
- (20) IPO, Art. 8 (2) : *Cum primis vero jus faciendi inter se et cum externis foedera pro sua cuiusque conservatione ac securitate singulis statibus perpetuo liberum.*
- (21) 以上のウェストファリア条約の規定に関しては、拙稿「ウェストファリア条約の研究(二)」、『法と行政』第三巻第二号(一九九二年)一八一―二八頁、及び「同(三)」、『同』第五巻一号(一九九四年)一八一―二頁を見よ。
- (22) Steglitz はウェストファリア条約が欧州国際関係に勢力均衡概念を導入したという考えに強く傾いている。Steglis, *a. a. O.*, S. 38-9. また、Heater は、欧州諸民族の統一原理及び制度としてローマ・カトリック及びその教会を捉え「それらがルターの出現により破壊された後にそれらに替わるものとして」ウェストファリア条約が勢力均衡と戦争を制度化した」と見ている。D. Heater, *The Idea of European Unity* (Leicester and London, 1992), Chap. 5. この他、詳細な理由を付すことなく、ウェストファリア条約に勢力均衡原則(規範)を見出すという見解はしばしば見受けられる。例えば、次の文献を見よ。J. Lorimer (traduit par E. Nys), *Principes des droit international* (Paris et Bruxelles, 1885), p. 290; P. Fauchille, *Traité de droit international public* (Paris, 1922), tome I, pp. 14-5.

- (23) Wight は「勢力均衡の維持が干渉の権利を認めたということは、国際法学者により一般的に合意されている」
Wight, *op. cit.*, p. 107.
- (24) See, Wheaton, *op. cit.*, p. 80.
- (25) この点で、一八世紀における欧州国際関係の大変革の準備をウエストファリア条約中の「勢力均衡」関連規定が行ったとする Livet の見解 (G. Livet, *L'équilibre européen de la fin du XVe à la fin du XVIIIe siècle* (Paris, 1976), pp. 89-92.) は適切なものと思われる。更に Osiander, *op. cit.*, pp. 80-2 を見よ。

第二章 一七世紀後半の諸条約における

ウエストファリア条約の影響と「勢力均衡」⁽²⁶⁾

第一節 ブレダ条約・アーヘン条約

一六六七年五月にルイ一四世により開始された南部ネーデルラントへの侵攻に直接の端を発する戦争を終結させるために、同年七月二日にオランダのブレダで締結された諸条約を総称して「ブレダ条約」としている。ブレダ条約には、主要交戦国であった、仏・英間の講和条約⁽²⁷⁾、英・蘭間の講和同盟条約⁽²⁸⁾、及びデンマーク・ノルウェー・英間の講和条約⁽²⁹⁾が含まれている。

これらの諸条約中、「勢力均衡」に直接的な関連を有すると思われる条項やウエストファリア条約に直接言及する規定は見当たらない。但し、条約関係の維持という点で若干の重要性を有すると思われる条項は存在する。

それは、英・蘭間講和同盟条約第三五条やデンマーク・ノルウェー・英間講和条約の第八条に規定される「条約遵守義務」である。例えば、後者は、両国王が「真摯且つ誠実に本条約の内容を維持し遵守すること」、「自国の臣民及び領民に本条約を不可侵のものとして遵守させる」こと、そして「直接的にも間接的にも本条約に違背

しない」こと等が規定されている。またこれとは別に、英・蘭間講和同盟条約第三七条では「六カ月以内に」同条約の当事者（国）が決定されるとされた上で、スウェーデン国王がこれに含まれるとされている。これは同国王の仲介（mediation）により条約の実効性を担保するという目的の他、事実上「開放条約」の形式とすることにより多数国の合意に基づく条約体制の確保を目指したものと考えられる。しかし、これらはウェストファリア条約に見られた様な、武力を行使してでも条約体制を維持することを明示的に認めるといふ厳格な規定ではない。ところで、ルイ一四世の南部ネーデルラント獲得の野心はブレダ条約によって収まることなく、結局戦争は再開された。この戦争は一六六八年五月二日の西・仏間平和条約（アーヘン（エクス・ラ・シャペル）条約³⁰）により終結し、南部ネーデルラントはルイ一四世の支配下に置かれることが承認され（同条約第三・四条）、この地方を巡る紛争は一応の決着を見た。だが、このアーヘン条約でもウェストファリア条約体制の維持や勢力均衡に関する言及は一切見られない。それはウェストファリア条約のもたらした解決に必ずしも満足せず、膨張政策を継続するフランスの立場からすれば当然の選択であったと言えよう。

以上のことから、一六六〇年代後半のフランスの膨張政策の時代における二つの主要条約には、ウェストファリア条約体制の継承や勢力均衡の構築・維持にとつて直接的意義を有するような条項が含まれないことが確認されるのである。

第二節 ナイメーヘン条約

ナイメーヘン条約は、一六七八年から翌年にかけてナイメーヘンで締結された一〇余の二国間及び多数国間の条約の総称である。この条約は一六七二年三月に勃発した「第三次英蘭戦争」（一六七四年二月の「ウェストミンスター条約」で終結。）に乗じてフランスが開始した対蘭戦争の講和条約である。³¹

ナイメーヘン条約の中で、例えば、オーストリア（神聖ローマ皇帝レーオポルト⁽³²⁾）とフランス（ルイ一四世）との間で一六七九年一月二六日に作成された平和条約⁽³³⁾は、その第二・三・四条でウエストファリア条約（特に、I P M）の維持を規定し、また第二条に関連してI P Mに基づく土地返還の実現を第二七条で、そして同じくI P Mによるモンフェラート問題の解決を第三二条で、各々定めている。更に、この講和条約に対する同年二月三日付皇帝側使節の宣言（*Declaratio Legationis Caesareae*）でもI P Mが援用され、同じく皇帝側からの宣言及び抗議（*Protestatio*）（同年二月五日付）ではI P Oが援用されている。更にまた、同年二月八日付ブランデンブルク選挙侯の抗議の第四条でもウエストファリア条約に言及が為されている⁽³⁴⁾。この様に、ナイメーヘン条約ではウエストファリア条約を問題解決の基礎とするという姿勢、その意味で同条約体制を維持しようという姿勢が明らかに表明されているのである。しかしながら、この条約においても勢力均衡の構築や維持に関する直接的言及は見出されない。

同様の傾向は、皇帝・スウェーデン間の一六七九年二月五日の平和条約⁽³⁵⁾にも見られる。同条約第三条では、I P Oが「この平和条約の様式（*forma*）・基礎・一般原則である」ことが確認されると同時に、この度の戦争中に行われたI P Oに抵触する行為を全て無効とする旨が規定されている。更に、第四条はこの平和条約に反する同盟・条約の締結の禁止を定めている。従って、この条約においては上述の奥・仏平和条約よりも一層強く、ウエストファリア条約体制の継承・維持という方向性が明確にされているのである⁽³⁶⁾。

次に、仏・ミュンスター間の一六七九年三月一九日の条約⁽³⁷⁾を見てみたい。この条約では、先ずその前文中で「ウエストファリア条約に基づく帝国の安寧の回復に協力する」ことが謳われ、第七条でミュンスター司教が他の者に攻撃され又はその脅威にさらされた場合に仏王が自己の武力をもって援助や保護を行うこと義務付けている。これはウエストファリア条約において仏王に認められたと同様の権利であり、この条約もウエストファリア

条約体制の回復・維持という方向性を明確に示している。また同様にスウェーデン・ミュンスター間の一六七九年三月一九日の講和条約⁽³⁸⁾においても、その第三条で「ウエストファリア条約が本条約の基礎」であることが宣言された上で、第四条では「ウエストファリア条約によりスウェーデン国王に帰属することとされた諸領で、今回の戦乱の中でミュンスターに占領された土地を」同国王に返還すべきことが規定されている。

以上に示されている通り、ナイメーヘン条約を構成する多くの個別条約は、ウエストファリア条約体制の継承・維持という性格を強く有している。これに対して、勢力均衡の構築・維持といった点については直接的にこれに寄与すると思われる規定はそれらに含まれていない。しかも、各個別条約には「条約擁護義務」や条約の実効性を担保する措置は或る程度規定されているものの、それはウエストファリア条約において見られた様な、武力をもってしても擁護するという厳格なものではなく、「干渉権」を承認しているとも思われない⁽³⁹⁾。従って、ナイメーヘン条約は勢力均衡の構築・維持に関して飽くまでもウエストファリア条約が有する関連規定により間接的に影響を及ぼし得るに過ぎないことになるのである。

このナイメーヘン条約における勢力均衡概念の薄弱さについては、同条約締結時におけるフランスの強い外交的立場により説明され得る。即ち、同条約は「ルイ一四世のパワー・ポリティクス外交の絶頂⁽⁴⁰⁾」とも評されるものであり、欧州における覇権を目指すフランスが、実際に自国の優勢な状況の中で（しかも、それを条約により自国に有利なカタチで領域の割譲や特権の付与を確定させている中で）、勢力均衡を志向しないことはむしろ当然であると考えられるのである。この点では、前節で論じたブレダ・アーヘン条約の締結時における状況とナイメーヘン条約のそれは類似していたのである。

第三節 ライスヴァイク条約

「ライスヴァイク条約」とは、ルイ一四世がアウグスブルク連合（神聖ローマ皇帝・スペイン及び若干のドイツ諸侯を中心とする反仏同盟）を相手として一六八八年一〇月に開始した「プファルツ継承戦争」並びにこれと並行して英蘭連合軍を相手に翌年五月に開始した「ウィリアム王戦争」の終結のために、一六九七年九月から一〇月にかけてオランダのライスヴァイクで締結された複数の二国間条約の総称である。同条約を構成する個別条約には、仏・蘭間の講和条約⁽⁴¹⁾及び通商航海条約⁽⁴²⁾（共に一六九七年九月二〇日）、仏・英間講和条約⁽⁴³⁾（同日）、仏・西間講和条約⁽⁴⁴⁾（同日）、皇帝・仏間の停戦条約⁽⁴⁵⁾（同年九月二二日）及び講和条約⁽⁴⁶⁾（同年一〇月三〇日）がある。これら諸条約においてもそれ以前と同様に領域の割譲が仏側に対して為されてはいる。しかし、それは極めて限定されたものであっただけでなく、何よりもプファルツ継承戦争におけるフランスの本来の目的であったプファルツ自体の獲得とライン右岸への進出については、結局果たされなかったのみならず、ウエストファリア条約以来保持していたライン右岸仏領を放棄させられている。つまり、同条約以降一貫して強行されていたルイ一四世の領域的拡大は、この条約をもって一応止むのである。それでは、この「太陽王の挫折」は新たな国家間体制を産み出す内容をこの条約中にもたらしたのであろうか。

まず、ライスヴァイク条約におけるウエストファリア条約の影響という点を見てみたい。例えば、仏・西間講和条約第二九条は「ナイメーヘン条約及び先行諸条約は、以前に逸脱が為され又は最終的に本条約により変更が許された条項を除き、その形式と趣旨に従って執行される」とする。また、皇帝・仏間講和条約第四八条は「サヴォワ家のより一層の安定についてウエストファリア条約及びナイメーヘン条約が配慮している事柄は、例外なく確認される」としている。ナイメーヘン条約やウエストファリア条約への同様の言及は他の諸条項にも見出される⁽⁴⁷⁾。

前節で既に見た如く、ナイメーヘン条約はウェストフアリア条約体制の継承・維持という性格を明白に示している。その意味でライスヴァイク条約がナイメーヘン条約及びウェストフアリア条約に言及し、それらが設定する体制へ回帰しようとすることは、ウェストフアリア条約体制への回帰を示すことに他ならないのである。これに対して、勢力均衡についてはライスヴァイク条約中には直接的にこれに言及する条項は見出されず、ウェストフアリア条約を通じた間接的な関係が存在すると言い得るのみであって、これはナイメーヘン条約の場合と同様である。

尚、ライスヴァイク条約及びそれ以前の諸条約は、一八世紀初頭までの諸条約において、繰り返し援用され、或いはその効力が確認されている。例えば、一六九八年に結ばれた仏・英・蘭の第一次西領分割条約⁴⁸の第一条は、ライスヴァイク条約により回復された平和が三当事国において維持されることを確認している。一七〇〇年一月の英・蘭・スウェーデン同盟条約⁴⁹の第六・七条においては、IPO・IPM・ナイメーヘン条約及びライスヴァイク条約の維持が確認されている。更に、一七〇〇年のバイエルン大公死去の際にも一六九八年の分割条約と同じ三国により第二次西領分割条約⁵⁰が締結されたが、その第一条でもライスヴァイク条約により回復された平和の維持が規定されている。

(26) 本章で扱う諸条約は、何れもルイ一四世のフランスを中心として展開した一七世紀後半の欧州国際関係の文脈において重要と思われるものである。また、以下で論ずる四条約の他にも一六五九年一月七日に締結された仏・西間の所謂ピレネー条約⁵¹ (Parry, vol. 5) 及び同日に締結されたルイ一四世と西王女マリアリッテサの婚姻に関する協定⁵² (Parry, vol. 5) 等も当時の勢力均衡には若干の関連はあるとは言えるものの、本稿の目的とは直接には関らないと判断されるため、考察対象から除外した。

(27) Parry, vol. 10.

- (28) Parry, vol. 10. 尚、両国間では同日にこれとは別個に中立通商に関して「自由船・自由貨」原則の適用を規定した条約が結ばれている。
- (29) Parry, vol. 10.
- (30) Parry, vol. 11.
- (31) ナイメーヘン条約の概要及び同条約に関する研究書等については次の文献を参照せよ。H. Duchhardt, *Gleichgewicht der Kräfte. Commence, europäisches Konzert* (Darmstadt, 1976), S. 5-19. 尚、Duchhardt は「勢力均衡」思想が一七世紀末から一八世紀初頭のルイ一四世主導の戦争に対抗する際にその適用の最高潮に達したとしており (a. a. O., S. 68-9) 、この理解に基づいて、ナイメーヘン条約から勢力均衡に関する議論を開始している。
- (32) 周知の如く、一六四八年のウェストファリア条約によりもたらされた欧州諸「国家」間の関係は、主権的国家を唯一の主体と看做した近代国家系と同様のものとしては理解され得ない側面が多々存在した。特に、「何か変則的で怪物に類似したもの」(プーフエンドルフ) (Severinus de Monzambano (Samuel von Pufendorf), *De statu Imperii Germanici* (1667), c. VI, § 9.) と評された神聖ローマ帝国は、帝国を構成する各領邦に大幅に認められた領邦高権 (Landeshoheit) の存在により、法的にもまた実態としても極めて複雑な状況に置かれていた。(この時期の帝国内部の状況については、例えば、次の文献を見よ。G. Oestreich, *Verfassungsgeschichte vom Ende des Mittelalters bis zum Ende des alten Reich* (5. Aufl., Stuttgart, 1983), S. 45 ff.) その結果、一方では、本稿が対象とする時代において帝国内の有力領邦は帝国からは独立して諸列強と「条約」を締結し、他方では、依然として皇帝が帝国の代表として(或いはまたオーストリア王家の代表として)他国と条約を結んでいる。
- (33) Parry, vol. 15. この条約の前文及び第三二条で英国王が仲介者 (mediateur) として言及されている。また、第二五条で皇帝・スウェーデン間の合意(後注(35)参照)がこの講和条約に含まれる旨の規定がある。
- (34) 以上の宣言及び抗議は、何れも Parry, vol. 15 に収められている。
- (35) Parry, vol. 15.
- (36) 但し、それは飽くまでも両当事者にとつて無害な事柄に限定されていることは、例えば、第五条において何れかの当事者の敵に対する援助が禁止されていることから理解される。
- (37) Parry, vol. 15.

- (38) Parry, vol. 15.
- (39) 例えば、一六七八年八月一〇日の仏・蘭間平和条約 (Parry, vol. 14.) において、その第二〇条で英国王 (チャールズ二世) を「仲介者」として明示的に承認する旨が規定されている。また、第一八・一九条では条約当事国を仏・蘭に限らず拡大することが意図されており、所謂「開放条約」の形式となっている。これらは、これまでに見てきたウェストファリア条約やブレダ条約と類似した形式であり、条約の実効性の担保に繋がるものと考えられる。更に、同日両国で結ばれた通商航海条約 (Parry, vol. 14.) の第三六条では、「一方当事者 (又はその継承者) による条約違反は、条約自体を無効にする (また、違反についての賠償は速やかに行われる) ことはあっても、両国の同盟・友好・善隣関係を破壊するものではない」とされており、ここでも、条約体制の維持が志向されていることが窺われる。しかし、ブレダ条約と同様、条約体制維持のため武力をも行使するという様な断固たる内容は見られず、ましてや勢力均衡の構築や維持という見通しを含蓄する規定もここには見出されない。更に、上に見た仏・ミュンスター条約における仏王の権利は「保護権」乃至「一方的干渉」であって、条約擁護のため相互に干渉を認めるものではない。
- (40) H. Rossler et al., *Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte* (München, 1958, Liechtenstein, 1970), S. 815.
- (41) Parry, vol. 21.
- (42) Parry, vol. 21.
- (43) Parry, vol. 21.
- (44) Parry, vol. 21.
- (45) Parry, vol. 22.
- (46) Parry, vol. 22.
- (47) 仏・英間講和条約第一三条、皇帝・仏間講和条約第五四条等を見よ。
- (48) Parry, vol. 22.
- (49) Parry, vol. 22.
- (50) Parry, vol. 22.

第三章 ユトレヒト条約における

ウエストファリア条約の影響と「勢力均衡」

第一節 ウエストファリア条約との関連性

「ユトレヒト条約」とは、フランス（及びスペイン）と英・蘭・奥三国による反仏大同盟の間で戦われた「スペイン継承戦争」（一七〇一—一四年）の終結のためユトレヒトで合意された一〇余の諸条約の総称である。本章においてもこれまでと同様、先ず同条約に対するウエストファリア条約の影響という問題について検討してみたい。

この問題の検討のためには、次の二つの条文が典例として挙げられる。それは第一に、仏・普間平和友好条約（一七一三年四月一日）⁽⁵¹⁾の第六条である。同条では、公共の平穏や両国王間、帝国等族間等の「相互の友好の最も堅固な基礎として」ウエストファリア条約に絶えず注意が払われてきたために、聖俗両界の事柄について、同条約が「逐語的にここに挿入されたが如く、默示的に存続する」と宣言されている⁽⁵²⁾。これにより、ウエストファリア条約の効力が全面的に承認されることとなる。但し、ユトレヒト条約やそれ以前の条約によって一六四八年以降承認された具体的な領域割譲や貿易上の規則・特権等であつて、ウエストファリア条約の規定とは異なる内容のものについては、より新しいものが適用されるであろう。次に、仏・蘭間平和友好条約（同日）⁽⁵³⁾の第三条が挙げられる。同条は、宗教問題に限定したかたちではあるが、「帝国の宗教の状態に関するすべての事柄はウエストファリア条約の内容に従うものとする」としている。この様に、全面的であるか、個別的問題を対象としているかの相違はあるものの、ユトレヒト条約を構成する各条約にはウエストファリア条約の効力を承認するものが多く、以上の二つの条文に類似した表現は他にも多数見出される⁽⁵⁴⁾。これらの条文から理解される様に、ユトレヒト条約はウエストファリア条約体制を引き継ぐことを明示しているのである。

この明示的規定による両条約間の直接的関係の他に、本稿の主題との関連において指摘されるべき事柄がある。それは、両条約に共通する小国の存続を保証するという機能である。ウエストファリア条約において帝国領邦に認められた「同盟権」及び「武装権」は実質的に独立した国家としての地位を領邦に付与するものであり、同時にそれらの権利は小独立国としての領邦の自己保存のためでもあった。同条約が設定した国家関係は、少数の大国と多数の小国により形成され、存続するものであった。そして、ユトレヒト条約における大国間の体制が「より小さな諸国の生存権及び独立権を保証するものであることについては争いがなかった」⁽⁵⁵⁾という指摘の通り、同条約もまた多数の小国（神聖ローマ帝国内は依然として多数の領邦国家が存在し、イタリア半島もまた小国分立状態であった。）が大国の恣意に委ねられないための方策として機能したのである。

以上の様に、ユトレヒト条約はウエストファリア条約を引き継ぐものであるが、その独自性もまた有している。それが、ユトレヒト条約における勢力均衡の構築・維持の体制である。

第二節 ユトレヒト条約における「勢力均衡」

ユトレヒト条約において勢力均衡はどの様に扱われているのであろうか。先ず、英・仏間の平和友好条約（一七一三年四月二一日）⁽⁵⁶⁾を見てみたい。同条約第六条は、「本講和が終結させるべき戦争が、フランスとスペインの王冠が同一人のもとに統合されることを欧州の安全と自由 (*la sûreté et la liberté de l'Europe*) が絶対に許容し得なかったことを主たる理由として勃発したが故に」「スペイン国王及びその子孫たる君主も、フランス王冠を望み、或いはその王位に即くことができ」ず、「他方、フランスにより為されたスペイン王冠に対する相互的放棄も同様の目的を有する」とした上で、「フランス王冠とスペイン王冠は分離され、結合されなままであることが明瞭に定められた」とする。また、英・西間平和友好条約（一七一三年七月一三日）⁽⁵⁷⁾の第一条は、「公正な勢

力均衡によりキリスト教世界の平和と平穩を確保し、堅固なるものとするため、カトリック的なる「スペイン」国王と極めてキリスト教的なる「フランス」国王は、スペイン王国とフランス王国が同一の支配権の下に置かれ、結合されることのないよう、そして一人の人物が両王国の国王とならないよう、充分な配慮が為されることを希望した⁽⁵⁸⁾。「内は明石」⁽⁵⁹⁾と謳っている。ユトレヒト条約に含まれる他の個別条約中にも同様の主旨を有する規定が設けられている。

これらの諸規定は、フランスとスペインという当時の大国が結合し、他国に対して支配的地位を築くことを抑止すること、しかも、それが「勢力均衡」による欧州全体の平和の構築・維持を意識したものであることを明示している。これらは、これまでに見てきたウェストファリア条約からライスヴァイク条約に至るまでの諸条約には見られなかった規定である。但し、勢力均衡がユトレヒト講和会議において初めて登場した全く新たな概念であったとすることはできない。既に若干触れた様に、それ以前の多くの思想家や政治家はこの概念についての認識を有していた⁽⁶⁰⁾、また、現実の外交の場においても、例えば、スペイン継承戦争勃発以前の一九九八年に仏・英・蘭間で西領の分割条約⁽⁶¹⁾が合意される際に、ウィレム（ウィリアム）三世は「大陸の平和と勢力均衡の維持のため」にこの条約に合意するようルイ一四世に説得されたと伝えられている⁽⁶²⁾。更にそれ以前の、一六八〇年代末から九〇年代初めにかけて同じくウィレム三世の主導で作られた対仏同盟を勢力均衡の明白な実例とする見解もある⁽⁶³⁾。従って、より正確に表現するならば、ユトレヒト条約の重要性は初めて「多数国間条約」の形式で明示的に欧州全体の利益のための勢力均衡の構築及び維持を規定したことにあるのである。だが、そこには依然として考察を要する問題が残されている。それは、上に挙げた諸規定の一般的効力を巡る問題である。

ここでいう一般的効力を巡る問題とは、ユトレヒト条約における勢力均衡関連規定が、フランス及びスペイン以外の国家の結合であって、欧州の勢力均衡を危うくするものについてまで禁止する一般的性格を持つものであ

るのかという問題である。そして、この問題を論ずるに際しては、勢力均衡原則と勢力均衡規範を区別する必要がある。

先ず、外交政策決定のための各国共通の指針としての勢力均衡原則という観点から考えてみたい。ユトレヒト条約における勢力均衡関連規定受容の背景には、上述のヴィレム三世を巡る事例等を通じて同条約以前の段階で欧州全体の利益に合致する政策としての勢力均衡の構築が或る程度認識されていたという事情が存在するであろう。⁽⁶⁴⁾そして、そこには遅くとも同条約締結の時点で、それ以前のフランスの膨張主義的政策に典型的に見られた「如何に自国が覇権を握るか」という発想から「如何に他国が覇権を握ることを妨げるか」という発想への転換があつたと見ることができ⁽⁶⁵⁾。つまり、勢力均衡原則は遅くともユトレヒト条約の時点で受容されていたと考えることが適切であろう。次に、如何なる国家（群）についても勢力均衡を破壊する他国家（群）に対して合法的に対抗措置を執る法的根拠として援用可能な勢力均衡規範という観点からはどうであろうか。これについては、条文中禁止されていることは仏・西の結合以外のなものでもなく、一般化することは不可能であるとせざるを得ない。つまり、他の欧州各国の結合が欧州の勢力均衡を破壊する可能性があつても、それに対抗する法的根拠としてユトレヒト条約を援用することはできず、また一般的法規範としての勢力均衡規範を援用することもできないことになるのである。

それでは、ユトレヒト条約における勢力均衡関連規定は、仏・西の結合阻止以外に法的意義を何ら有しないのであろうか。この問題の考察に当たっては、同条約とウエストファリア条約の関連性を考慮すべきであろう。即ち、ウエストファリア条約が「逐語的にここに挿入されたが如く、黙示的に存続する」ことをユトレヒト条約が認める以上、ウエストファリア条約の条約擁護義務が内包した「干渉権」もユトレヒト条約に継承されていることになる。従つて、勢力均衡原則が既に受容されており、政治的意思は勢力均衡の維持に向かうという状況の中

で、ユトレヒト条約が構築した勢力均衡が崩されると判断される場合には、勢力均衡規範ではなく、「干渉権」によってそれを抑止することができよう。この解釈に従うならば、仏・西結合以外の場合であっても勢力均衡を破壊する行為の抑止のための法的根拠をユトレヒト条約は提供していることになるのである。

以上に考察してきた様に、ユトレヒト条約においては政策指針としての勢力均衡原則は受容されているが、法的概念としての勢力均衡規範は確立されていない。但し、同条約は、ウエストファリア条約に含まれる「干渉権」の継承という形式で、間接的に勢力均衡を支える法的根拠を有していると解釈することは可能なのである。

第三節 欧州国際社会観の転換

最後に、ユトレヒト条約において見出される、国際法規範生成の基盤であり、また勢力均衡の基盤となる「国際社会」概念の変化について指摘しておきたい。

既に見た如く、ユトレヒト条約の一部を成す英・西間平和友好条約では「キリスト教世界の平和と平穩」の確保が目的とされている。「キリスト教世界」(*Christianus Orbis*)とは、実質的に欧州世界を指しており、特に、欧州の宗教的一体性がこの表現では強調されている。この点で、同条約作成の際の当事者(国)の共通認識としての宗教の重要性が窺われる。勿論、既にウエストファリア条約において「キリスト教諸国」(*Christiane reipublicae*)⁽²⁹⁾という観点から欧州諸国の関係が規定されており、同条約の作成の時点で単一の「キリスト教共同体」(*Respublica Christiana*)という中世的観念は消滅し、欧州の問題は個別のキリスト教諸国家間(そこには宗派間の対立が内包される。)の問題として論じられていたのであって、ユトレヒト条約の当事者(国)が本当に共通した宗教的契機を認識していたかは疑問である。しかし、たとえそれが形式的なものであっても、ユトレヒト条約の時期において依然としてキリスト教的秩序意識が欧州国際社会に共有されており、またそれが外交上考慮され

るべき要素であったことは理解されるのである。

ところが、同じユトレヒト条約の枠組みの中であつても、英・仏間平和友好条約では、仏・西の結合が単に「欧州の安全と自由」に反する故に戦争が生じたとき、更なる戦争の回避のための「勢力均衡」形成が目指されている。ここでは、キリスト教的要素が背景に退き、世俗的な視点からの欧州全体という認識の下で条約が形成されていると考えられる。或る論者によれば、ユトレヒト条約の作成の際には、「利己的理由ではなく、大陸全体の利益のために」勢力均衡政策を採用するという「何かしら敬虔な主張」が、最も大きな支持を得たとされるのである。⁽⁶⁷⁾

斯かる世俗的欧州という意識は、ユトレヒト条約に突如登場するわけではない。例えば、一六九八年五月四日の英・スウェーデン・蘭（ハーグ）防衛同盟条約⁽⁶⁸⁾の第二条では「欧州におけるいかなる侵略者に対しても平和と平穩を守る」ことがこの同盟の目的の一つとして挙げられており、同年の仏・英・蘭間第一次西領分割条約⁽⁶⁹⁾の第三条でも「欧州における公共の安寧と新たな戦争の回避」が目的とされ、更に同第一三条にも「欧州の安寧」が言及されている。⁽⁷⁰⁾しかし、本稿でいう「多数国間条約」の中で斯かる意識が明確に表明されるのは、ユトレヒト条約が最初の例であると思われるのである。

ところで、何故に斯かる意識の変化が重要なのであろうか。その理由は次の点にある。即ち、キリスト教（特に、カトリック教会）的秩序が一定の階層秩序であるのに対して、勢力均衡は並存的個別国家（群）の判断に基づいて形成される国家関係であつて、原理的には双方は相容れないものと考えられるため、キリスト教的秩序意識が根強い場合には、勢力均衡が成立し難いことになるからである。但し、勢力均衡が成立するためには、関係諸国の行為についての合理的判断に基づく予測可能性が必要とされる。斯かる予測可能性を裏付けるものが、類似した文化的背景であり、その一部として同一宗教の存在は意味を持つ。そして、その限りにおいて宗教的一体

性の存在は勢力均衡の成立・維持にとって有利に作用することになる。この様に考えた場合、ユトレヒト条約においては或る程度の宗教的一体性の残存と世俗的欧州国際社会観が並存しており、勢力均衡の成立・維持にとって有利な思想的基盤が整えられていると見ることができよう。

尚、多数国間条約における欧州社会観の転換がかなり急速に進められたということを付言しておきたい。一六九七年のライスヴァイク条約では「キリスト教的平和」(Pax Christiana)⁽⁷¹⁾や「普遍的、永続的にして真実の平和」(pax universalis perpetua veraque)⁽⁷²⁾という文言が頻繁に登場しているが、世俗的欧州社会観を明確に示す文句は見出せない。つまり、一七世紀末においても欧州の国家間関係における宗教的要因は、形式的であるにしても依然として重要であったと考えられる。そして、それから二〇年を経ずして前述の観念の変化がユトレヒト条約中に生じているのである。

以上に確認した様に、宗教的契機から或る程度自由に欧州を一体とする観念が勢力均衡原則を支え、同原則の下で国家間の法規範が生成し得るのであり、ユトレヒト条約においては、勢力均衡規範の一般的受容までには至らないにしろ、勢力均衡原則と当時発生しつつあった近代国際法の観念を支える思想的基盤が明確にされていると言えよう。そして、そうであるからこそ、ユトレヒト条約はそれ以後の諸条約に重大な影響を及ぼし得たと考えられるのである。⁽⁷³⁾

(71) PARRY, vol. 28.

(72) “Quandouidem Regia sua Majestas Christianissima Pacem Westphalicam semper spectauerit, tanquam firmissimum fundamentum tranquillitatis publicae, amicitiaeque mutuae inter se & Electores, Principes ac Status Imperii, quos inter Dominus Rex Borussiae, [...] Dominus Rex Christianissimus hanc sibi esse declarat, ut praedicta Pax Westphalica, tam in sacris, quam in profanis sortis teclaque permaneat, perinde ac si hic ad verbum inserta esset.”

- (53) Parry, vol. 28.
- (54) 例えは、一七一三年四月二一日の仏・サヴォワ間平和友好条約 (Parry, vol. 28.) 第一六条、一七一四年六月二六日の蘭・西間平和通商条約 (Parry, vol. 29.) 第二〇条等を見よ。また、同時期の一七一四年九月七日の神聖ローマ皇帝・西・仏間平和条約 (「バーデン条約」 Parry, vol. 29.) 第三条は「ウェストファリア・ナイメーヘン・ライスヴァイクの各条約が同平和条約の基礎となる」ことが述べられている。
- (55) Duchardt, *a. a. O.*, S. 69-70.
- (56) Parry, vol. 27.
- (57) Parry, vol. 28.
- (58) “ [A] *d firmandam stabilendamque Pacem ac Tranquillitatem Christiani Orbis, iusto Potentiae Aequilibrio* [.....] *tam Rex Catholicus quam Rex Christianissimus, satis iustis cautelis provisum esse voluerint, ne Regna Hispaniae & Galliae unquam sub eodem Imperio veniant & uniantur, nec unquam unus & idem utriusque Regni Rex fiat.*”
- (59) 例えは、仏・蘭間平和友好条約第三一条、蘭・西間平和通商条約 (一七一三年四月二一日。Parry, vol. 28.) 第三七条、サヴォワ・西間平和条約 (同年七月一三日。Parry, vol. 28.) 第三条にも、「欧州の勢力均衡」のために両王冠の分離を確保する旨の規定がある。
- (60) 前注 (2) に掲げた諸文献を見よ。
- (61) Parry, vol. 22.
- (62) Wheaton, *op. cit.*, p. 85.
- (63) W. Doyle, *The Old European Order 1660-1800*, (2nd ed., New York, 1992), p. 266. Doyle の解釈によれば、ユトレヒト条約において勢力均衡が確立されたというよりも、むしろ、それは一七世紀後半以降には明白に意識されていたということになる。 (更に、Doyle は、「一八世紀の英国政治家が「勢力均衡」を口にする場合、しばしばそれが仏にとって都合なことを指したとしてゐる。’ *Ibid.*, p. 266.)
- (64) Luard の見解はこの様な見方の典型例として挙げられる。 Luard, *op. cit.*, pp. 10-1.
- (65) 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社、一九七八年)五頁。そして、それまでのフランスの覇権主義

に代わる斯かる発想の転換には、「勢力均衡原則によって相当満足すべき国際秩序が可能になる」という楽観主義があった」とされている。(同上)

(66) 特に、IPOの前文を見よ。

(67) Luard, *op. cit.*, p. 12.

(68) Parry, vol. 22.

(69) Parry, vol. 22.

(70) その他、一七〇〇年三月一三日の仏・英・蘭による第二次西領分割条約 (Parry, vol. 22.) でも、その第三条で「欧州における公共の安寧と新たな戦争の回避」が目的とされている。

(71) 例えば、皇帝・仏間講和条約第一条。(Parry, vol. 22.)

(72) 例えば、仏・英間講和条約第一条。(Parry, vol. 21.)

(73) Twiss は、勢力均衡に基礎付けられたユトレヒト条約による欧州実定法の体系がフランス革命期まで継続すると述べている。T. Twiss, *Le droit des gens ou des nations considérées comme communautés politiques indépendantes* (Paris, 1887), tome I, p. 173. また Wheaton は、「一八〇〇年リュネヴィユ (Lunéville) 講和条約」(Parry, vol. 55)では一八〇一年二月九日)及び「一八〇三年アミアン (Amiens) 講和条約」(Parry, vol. 56)では一八〇二年三月二七日)に至るまでユトレヒト条約は「大陸及び海洋の列強間の一連の講和条約において恒常的に更新され、確認された」とし、それら諸条約中でユトレヒト条約の内容に実質的変更をもたらしているのは、両シシリへの帰属を変更した一七三八年ウィーン条約だけであるとしている。Wheaton, *op. cit.*, pp. 87-8.

第四章 ユトレヒト条約後の諸条約における「勢力均衡」

最後に、ユトレヒト条約後に締結された諸条約について、前章までと同様、ウェストファリア条約及びそれ以後の諸条約が如何に取り扱われたのか、そしてユトレヒト条約に登場した勢力均衡概念がどの様に継承された

のかという点を中心に考察を進めることとした。

第一点に関しては、先ず一七一六年九月一四日の仏・普間における対スウェーデン講和に関する条約（「ベルリン条約」⁽⁷⁴⁾）を挙げることにする。同条約は、その第八条において、ユトレヒト条約及び「バーデン条約」⁽⁷⁵⁾が欧州全域における「公共の安寧と平穩 (le repos et la tranquillité)」にとつて最も堅固な基礎を形成している」ことが当事国により認められ、それらの条約に当事国が反しない旨を規定している。更に、第六条では、ウエストフアリア、ナイメーヘン、ライスヴァイク及びバーデンの各条約による領域帰属の決定の尊重が確認されており、また、ここでもそれらの条約が「公共の平穩」にとつての最も堅固な基礎であるとされている。また、一七一七年八月四日の仏・普・露間の「アムステルダム条約」⁽⁷⁶⁾では、その第二条で「ユトレヒト条約及びバーデン条約により回復された公共の平穩」の維持が約束されている。更に、一七三八年一月一八日の皇帝・仏間（ヴィーン）平和条約⁽⁷⁷⁾は、その第三条において、より広範にウエストフアリア条約、ナイメーヘン条約、ライスヴァイク条約、バーデン条約、一七一八年のロンドン四国同盟条約及び一七三五年のヴィーン条約が同平和条約の基礎であることが述べられ、それに加えて第一二・一三・一七条でも再度ライスヴァイク条約及びバーデン条約が言及されている。この様に、ユトレヒト条約（更にはウエストフアリア条約）はその後の諸条約の基礎として受容されていたのである。

次に「勢力均衡」についてはどうか。先ず、一七二五年四月三〇日のヴィーンにおける皇帝・西間平和条約⁽⁷⁸⁾は、その第三条において、「欧州における永続的勢力均衡」(duratum in Europa aequilibrium) についての明示的言及を行っている。続いて、一七二五年九月三日の英・仏・普間（ハノーヴァー）同盟条約⁽⁷⁹⁾では、先ずその前文において二度にわたり「欧州の平穩」に言及が為された後に、第四条で「欧州の勢力均衡の維持」に反する条約を各当事国が締結しない旨を約している。⁽⁸⁰⁾更に、上で触れた一七三八年皇帝・仏間（ヴィーン）平和

条約でも、その第一〇条において「欧州における永続的勢力均衡の維持」が「公共の平穩」の継続のための絶対条件であるとの考慮のもとで具体的条項が定められている。⁽⁸¹⁾

この様に、勢力均衡の維持に関する規定は、ユトレヒト条約以降の諸条約において継承されている。これらを見る限り、この時期には勢力均衡原則のみならず、勢力均衡規範も一般的に受容されたものと思われる。⁽⁸²⁾しかし、この時代の諸条約における鍵概念は「勢力均衡」ばかりではない。むしろそれ以上に頻繁に用いられる概念が、欧州の「安全と平穩」(la sûreté et la tranquillité)や「欧州共通の安全」といった、宗教的観念から離れた欧州全体の利益という観点に立つことを示す文言である。

例えば、一七二七年五月三十一日の皇帝・仏・英・蘭間(パリ)合意⁽⁸³⁾では、その第一条で「欧州の公共の平穩」が言及されている。また、一七一五年一月一五日の皇帝・西・英・蘭間(アントワープ)条約(「バリアー条約」)⁽⁸⁴⁾の前文では、「共通且つ公共の安全と平穩」(la sûreté et la tranquillité commune et publique)が掲げられている。更に、上述の一七三八年の皇帝・仏間ヴェーリン平和条約の第七条は、「欧州の共通の平穩」が同条約の目的であるとしている。つまり、「多数国間条約」としてはユトレヒト条約が恐らく最初に明文化した世俗的欧州社会の観念は、同条約以降更に明確に諸条約の中に規定され、条約作成における宗教的要素はますます希薄になっていく。勿論、前章で若干触れた如く、一七世紀末にも同様の観念を含む個別条約は存在したが、ユトレヒト条約以降の諸条約では、その登場頻度が大幅に上昇しているものと思われるのである。

(74) Parry, vol. 30.

(75) 皇帝・西・仏間講和条約(一七一四年九月七日)。Parry, vol. 29.

(76) Parry, vol. 30.

(77) Parry, vol. 35.

- (78) *Parry*, vol. 32.
- (79) *Parry*, vol. 32.
- (80) また、第五条ではウエストファリア条約において定められたドイツ地域における仏王の保証人としての地位について言及されている。
- (81) *Luard* は、「プラグマティック・サンクション」に対するフランスの保証を規定した一七三五年のウィーン条約も欧州の勢力均衡を維持するものとしている。*Luard, op. cit.*, p. 12.
- (82) 但し、「七年戦争」を終結させた「フヘルツスブルク条約」(*Parry*, vol. 42.) の如く、当事の欧州社会にとって重要な条約であっても、ウエストファリア条約体制の回復・維持や「勢力均衡」体制に関して全く沈黙しているものもこの時期には存在している。
- (83) *Parry*, vol. 32.
- (84) *Parry*, vol. 29.

結 論

以上に検討を加えてきたことから、次の如き結論が導き出されるであろう。

一七世紀中葉以降欧州国家間で締結された諸々の「多数国間条約」は、ウエストファリア条約体制の維持又はそれへの回帰を条文中に明示するものが多い。そして、その旨が明示されていない場合であっても、同条約以後の諸条約、特にライスヴァイク及びユトレヒト両条約への言及を通じて間接的に同一の結果をもたらすものがある。直接的又は間接的なウエストファリア条約への言及は、本稿で跡付けた一八世紀中葉まで、或いは一九世紀初頭までの諸条約において見出される。

「勢力均衡」に関しては、ウエストファリア条約において勢力均衡原則（及び規範）が確立されているとは思

われないが、そのための幾つかの前提条件が同条約中に存在していると理解される。初めて多数国間条約中の明示的規定により欧州の勢力均衡が設定されるのは、ユトレヒト条約においてである。ここでは、勢力均衡原則が欧州諸国にとつての外交政策の指針として共有されてはいた。しかし、同条約は特定国（仏・西）の結合を禁止するだけであつて、全ての国家に勢力均衡維持を義務付ける法的観念としての勢力均衡規範としては受容されていなかったと考えられる。

勢力均衡の構築・維持を目的とし、そのための条約上の義務を課す条約はユトレヒト条約以後に多数締結されており、また、斯かる義務を規定していかないものであつても、ユトレヒト条約を基礎とする旨を規定する条約は多い。一八世紀中葉にはそれらの条約が生み出す複合的関係によつて、勢力均衡規範が受容されていた可能性が高い。

ユトレヒト条約以降の諸条約のもう一つの特徴として、「欧州共通の安全」やこれに類似する文言が条文中に使用されるという現象が急速に拡大することが挙げられる。これらの文言は、キリスト教的秩序意識からかなり自由でありながらも欧州を一体とする認識を表明しており、欧州における勢力均衡原則（及び規範）を現実的合理的思考のもとで形成し、活用することに有利に作用したであろう。

この様に、一八世紀中葉までに勢力均衡の構築・維持が各国の政策指針としてのみならず条約上の義務としても受容され、近代国際法が存続する制度的保証が確立した。その時期にはまた、宗教的観念に拘束されることなく欧州の共通利益を求めるといふ観念も受容されている。これにより近代国際法はその存続・発達の基盤を得たと言えよう。

さて、以上の理解が正しいとするならば、一八世紀初頭以降の欧州国家関係を規定したと考えられる「勢力均衡」概念は、その根本にウェストファリア条約から導き出される「干渉権」（武力行使を含む。）及び「同盟権」

を内包するものであることになる。そして、ユトレヒト条約以降は「欧州共通の安全」という概念がこれに付加され、三つの異なる段階の概念が併存することになる。これらを矛盾なく理解するには、「欧州共通の安全」のため「勢力均衡」を維持することが合意され、その実現のために「同盟権」及び「干渉権」が行使される、という論理構成を採るざるを得ない。しかし、この論理が現実社会の中では容易に破綻してしまうことは明白である。何故ならば、「同盟権」及び「干渉権」の行使主体が個別国家であり、それらの行使の正当性・合法性の判断主体もまた個別国家であるという現実の中では、「勢力均衡」状態の存否の判断を各国が行い、自己の判断で武力に訴えることが可能となり、結果として「欧州共通の安全」は「勢力均衡」の維持又は回復のための「同盟」国間の「干渉」戦争により妨げられることになるからである。

従って、ユトレヒト条約以降の諸条約は、「勢力均衡」概念に関して根本的矛盾を孕んでいたものと考えられる。そして、この矛盾はそのまま現実のものとなされ、同条約以降「欧州共通の安全」と「勢力均衡」を理由として戦争が繰り返された。この様な規範的矛盾と現実の中にこそ、武装しつつ並存する主権国家間の法規範である近代国際法の基本構造理解の端緒が存在するものと思われるのである。